事業主の皆さまへ

労働保険の手続について

【労働保険】とは、労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険の総称です。 下記の加入義務のある事業場などをご確認の上、まずは、最寄りの、労働基準 監督署、公共職業安定所(ハローワーク)へご相談ください。

加入義務のある事業場

◆次の事業場は、労働保険への加入が<u>法律で義務づけられています</u>。(強制適用事業場)

常勤、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業場は加入義務があります。

労働者とは?

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の 対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

保険料は何に使われている?

◆お支払いいただいた労働保険料は、労災保険と雇用保険で次のように使われています。

労災保険 労働者が仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、また、 病気になった場合や亡くなった場合に、被災労働者やご遺族を保護する ための給付等を行っています。

|雇用保険||労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、

また自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を 図るための給付等を行っています。

成立手続がおすみでない事業主の方は、速やかに手続をお願いします。

◎労働保険の成立手続は、労働基準監督署及び公共職業安定所(ハローワーク)の窓口又は電子申請で行うほか、労働保険事務組合(厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体)や社会保険労務士へ事務処理を委託(依頼)することもできます。

詳しくは

長崎労働局総務部労働保険徴収室

電話095-801-0025 又は最寄りの監督署・安定所へ お尋ねください。